

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 定款施行細則

(目的)

第1条 この施行細則は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第50条の規定により、法人の管理運営及び業務の細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事会の決議事項)

第2条 理事会で決定すべき決議事項は、次のとおりとする。  
(1) 社会福祉事業に係わる許認可、その他群馬県知事の許可を受ける事項  
(2) 本会の運営に関する重要な規程等の制定及び改廃  
(3) 資産の取得及び処分に係る契約（会長の専決事項に係るものを除く）  
(4) その他、本会業務に関する重要な事項

(理事会への報告事項)

第3条 理事会へ報告すべき本会の業務は、次のとおりとする。  
(1) 会長の専決した重要な事項に関すること  
(2) その他役員から報告を求められた事項

(事務の専決)

第4条 定款第28条の規定に基づき、会長が専決することのできる本会の業務については、次に掲げるものとし、本会業務に関する重要な事項は、理事会に報告する。  
(1) 規程等の制定及び改廃に関すること（本会の運営に重大な影響があるものを除く）  
(2) 職員の人事に関すること  
(3) 職員の給与に関すること  
(4) 職員の日常の労務管理及び福利厚生に関すること  
(5) 工事請負及び物品納入等の契約に関すること  
(6) 資産（基本財産を除く）の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に關するもの  
(7) 予備費の支出に関すること  
(8) 寄付の受入に関すること（本会の運営に重大な影響があるものを除く）  
(9) 本会の情報の開示に関すること（本会の運営に重大な影響があるものを除く）  
(10) 予算の流用に関すること  
2 前項に規定する業務の範囲には、本会諸規定において委任されているものを含むものとする。

(補正予算の専決)

第5条 補正予算の専決は次に掲げる場合とし、理事会に報告する。  
(1) 職員の退職手当、事業区分間繰入金収入・支出、拠点区分間繰入金収入・支出、サービス区分間繰入金収入・支出、福祉基金積立支出の急務を要する場合  
(2) 1件の補正金額が100万円以下である軽易な場合  
2 補正金額が10万円以下の場合、理事会への報告を省略することができる。

(改 廃)

第6条 本細則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則 この施行細則は、平成8年4月1日から施行する。  
附 則 この施行細則は、平成14年4月1日から施行する。  
附 則 この施行細則は、平成15年4月1日から施行する。  
附 則 この施行細則は、平成15年10月1日から施行する。  
附 則 この施行細則は、平成17年6月1日から施行する。  
附 則 この施行細則は、平成18年4月1日から施行する。  
附 則 この施行細則は、平成18年10月1日から施行する。  
附 則 この施行細則は、平成20年1月1日から施行する。  
附 則 この施行細則は、平成23年6月1日から施行する。  
附 則 この施行細則は、平成25年1月1日から施行する。  
附 則 この施行細則は、平成26年4月1日から施行する。  
附 則 この施行細則は、平成26年6月1日から施行する。  
附 則 この施行細則は、平成27年4月1日から施行する。  
附 則 この施行細則は、平成29年6月13日から施行する。